

投資・金融商品被害110番

先物・未公開株・投資事業組合・ファンド・社債・仕組債ほか

《臨時無料電話相談》



先物取引被害全国研究会では、毎年、金融商品に関する110番を実施しています。

各種の取り組みにもかかわらず、いわゆる特殊詐欺（悪質投資取引）によるトラブルは後を絶ちません。また、商品先物取引については、省令の改正により、法律で禁止されている不招請勧誘規制が緩和される動きがあり、今後のトラブル増加が懸念されます。

今回の110番は、全国一斉に行われるものですが、東京においては当研究会が、金融商品トラブルに関する調査及び被害回復のための無料電話相談を実施し、これらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法について適切なアドバイスを行います。お困りの方はぜひご利用ください。

日時：2015年2月26日（木）

午前10時～午後4時

電話番号：03-3504-9311

***当日のみの電話番号となります**

相談対象：国内外の先物取引・オプション・FX・貴金属スポット取引（ロンドン・CFD）・未公開株・投資事業組合・匿名組合・ファンド・社債・仕組債・現物まがい商法・医療機関債等、金融商品（投資）被害全般

相談料：無料（※面接相談以降は有料）

主催：東京投資被害弁護士研究会 (<http://www.tokyosakimonosyokenhigai.com>)

問合せ先：事務局長弁護士 島 幸明 (Tel : 03-3567-0301)

事務担当弁護士 井上 恵子 (Tel : 03-3212-1925)